

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案概要

1 過疎市町村の追加

平成 22 年国勢調査結果を用い、次の (1) と (2) の要件を満たす過疎地域の市町村を追加すること。

(1) 人口要件 (①又は②)

①45 年間基準

①昭和 40 年～平成 22 年の人口減少率が 33%以上であること。

又は

②昭和 40 年～平成 22 年の人口減少率が 28%以上であり、
かつ 高齢者比率(65 歳以上人口)が 32%以上又は
若年者比率(15 歳以上 30 歳未満人口)が 12%以下であること。

※ただし①、②に該当しても 25 年間(昭和 60 年～平成 22 年)で人口増加率 10%以上の団体を除く。

②25 年間基準

①昭和 60 年～平成 22 年の人口減少率が 19%以上であること。

(2) 財政力要件

平成 22 年度～平成 24 年度の 3 ヶ年に係る財政力指数の平均が 0.49 以下であること。

※ なお、公営競技に係る収益が 40 億円以下であるという要件は、政令に規定する予定。

2 過疎対策事業債の対象拡充

過疎地域自立促進特別措置法の趣旨に鑑み、過疎関係市町村の要望を踏まえ、

①市町村所有の貸工場及び貸事務所

②地域鉄道

※ 新幹線、在来幹線、都市鉄道に該当する路線以外の鉄道路線

③一般廃棄物処理のための施設(し尿処理施設を含む。)

④火葬場

⑤障害者福祉施設

⑥公立小中学校の屋外運動場及びプール

⑦市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、
寄宿舍、教員住宅及び通学バス等

を過疎対策事業債の対象に追加すること。

※ なお、市町村管理の都道府県道については、政令に規定する予定。

3 施行期日

この法律は、平成 26 年 4 月 1 日から施行すること。